

各 位

会 社 名 トレイダーズホールディングス株式会社
 代表者名 代表取締役社長 金丸 勲
 (JASDAQ・コード 8704)
 問合せ先 執行役員 財務部長 朝倉 基治
 (TEL 03-4330-4700 (代表))

第三者割当による第 12 回新株予約権
 (行使価額修正条項付)の発行に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 12 月 25 日 (以下、「決議日」といいます。)開催の取締役会において、以下のとおり、第三者割当により新たに発行される第 12 回新株予約権 (以下、「本新株予約権」といい、かかる本新株予約権の発行を以下、「本第三者割当」といいます。)の募集を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 募集の概要

トレイダーズホールディングス株式会社 第 12 回新株予約権

(1) 割当日	平成 30 年 1 月 10 日
(2) 発行新株予約権数	17,300 個 (新株予約権 1 個につき 1,000 株)
(3) 発行価額	総額：13,113 千円 (新株予約権 1 個当たり 758 円)
(4) 当該発行による潜在株式数	17,300,000 株 なお、下記「(6)行使価額及び行使価額の修正条件」に記載のとおり、行使価額は修正される可能性があります。潜在株式数は 17,300,000 株で一定です。
(5) 資金調達額	2,660,013 千円(注)
(6) 行使価額及び行使価額の修正条件	当初行使価額 153 円 行使価額は、割当日から 5 営業日経過以後、毎週金曜日 (但し、当該日が取引日でない場合には、その直前の取引日とし、以下「修正日」といいます。)に、修正日の株式会社東京証券取引所 (以下「東京証券取引所」といいます。)における当社普通株式の普通取引の終値 (同日に終値がない場合には、その直前の終値) の 92%に相当する金額の 1 円未満の端数を切り上げた金額 (以下「修正日価額」といいます。)が、当該修正日の直前に有効な行使価額を 1 円以上上回る場合又は下回る場合には、当該修正日の翌日以降、当該修正日価額に修正されます。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が 77 円 (以下「下限行使価額」といい、調整されます。)を下回る場合とは行使価額は下限行使価額とします。
(7) 募集又は割当方法	第三者割当ての方法による。
(8) 割当予定先	三田証券株式会社
(9) その他	前記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力が発生することを条件とします。また、当社は、三田証券株式会社との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本第三者割当により発行される本新株予約権の引受けに係る第三者割当て契約 (以下「本第三者割当て契約」といいます。)を締結する予定です。当該契約において、制

	限超過行使の禁止、譲渡制限及び取得条項を定める予定です。詳細については、下記「6. 割当予定先の選定理由等(6)その他」をご参照ください。
--	---

(注) 資金調達の額は、本新株予約権の発行による調達額(13,113千円)に、本新株予約権の行使に際して払い込むべき額による調達額(2,646,900千円)を加えた額です。また、本新株予約権の行使に際して払い込むべき額による調達額は、当初行使価額で全ての本新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。そのため、行使価額が修正又は調整された場合には、資金調達の額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、資金調達の額は減少します。

2. 募集の目的及び理由

(1) 本第三者割当による資金調達の目的

トレーダーズホールディングス株式会社及び連結子会社9社並びに持分法適用関連会社1社(以下、「当社グループ」といいます。)は、これまで金融商品取引業者であるトレーダーズ証券株式会社(以下「トレーダーズ証券」といいます。)が提供する外国為替(以下、「FX」といいます。)取引サービス『みんなのFX』(FX証拠金取引)、『みんなのシストレ』(自動売買ツールを利用したFX証拠金取引)、『みんなのバイナリー』及び『みんなのオプション』(FXオプション取引)を主軸事業として活動を展開してまいりました。金融商品取引事業においては、過去における業績不振と東日本大震災後の不良債権処理に伴う運転資金の不足が経営施策、特に営業施策上の制約を招き、近年は競争力の低下による業績の悪化によって財務基盤も悪化しておりました。

その後、平成27年12月に株式交換により株式会社ZEエナジー(以下、「ZEエナジー」といいます。)及び株式会社Nextop.Asia(以下、「Nextop.Asia」といいます。)を完全子会社化し、第2の事業の柱として再生可能エネルギー関連事業への参入と、金融商品取引システムの自社グループ開発(内製化)によるコスト大幅削減を遂行し赤字体質からの脱却と競争力の回復に向け舵を切りました。さらに、法整備が進み、将来的に決済手段・資金送金手段の一つとして普及が見込まれる仮想通貨事業に参入するために、みんなのビットコイン株式会社(以下、「みんなのビットコイン」といいます。)を設立し、平成29年3月より仮想通貨取引のサービス提供を開始しました。

当社グループは、かねてからの悲願であったFX取引システムの内製化を図り、システム関連コストの大幅削減を行なうため、2つのプラットフォームを利用して現行のFX取引システムを統合する準備を平成27年12月に子会社化したNextop.Asiaで鋭意進めてまいりました。その結果、段階的なシステムリリースを経て新FX取引システムを完成し、平成29年11月25日に最終的な統合作業が完了いたしました(11月27日よりトレーダーズ証券において新FX取引システムでのサービス提供を開始しました)。これにより販売費及び一般管理費において高い割合を占めていたシステム関連費用を今後大幅に削減することが可能となり、将来の収益上振れ分が利益に直結する事業構造となるため、黒字化に向け大きく前進することができました。

一方、平成27年12月に完全子会社化したZEエナジーでは、当期において、『安曇野バイオマスエネルギーセンター』、『もがみまち里山発電所』及び『かぶちゃん村森の発電所』における木質バイオマスガス化発電装置の本格稼働に向けて、運転調整及び改修作業に注力してきましたが、平成29年7月に『安曇野バイオマスエネルギーセンター』の発注者より契約解除の通知を受け、同工事代金として既に受領していた約1,146,000千円を当社よりZEエナジーに融資し発注者へ返金しました。同契約解除は当社グループの損益に大きな影響を与え、同契約解除により発生した費用627,895千円及び平成29年10月以降に発生が見込まれる費用14,029千円をそれぞれ契約解除損失及び契約解除引当金繰入額として特別損失に計上しました。その結果、当第2四半期連結累計期間(平成29年4月1日～平成29年9月30日)の親会社株主に帰属する四半期純損失は、1,443,265千円と多額の損失を計上することとなりました。

上記契約解除による発注者への返金は、当社創業家からの全面的な支援により完済しましたが、当社グループの資金状況は、金融機関からの今後必要となる十分な融資は得られない中、厳しい状況が続いており、金融商品取引事業における収益率向上に必要な財務基盤強化のための資本増強資金や、将来的に成長が期待される仮想通貨関連の取引サービス及び仮想通貨関連のシステム開発等に十分な資金を早期に調達することが喫緊の課題となっております。今般、上記のとおり当社グループの財務基盤を強化し、当社グループがより一段と飛躍するための十分な成長投資資金を確保するためには、エクイティ・ファイナンスによる資金調達が不可欠であると判断し、当社は本資金調達を決議いたしました。

なお、平成 28 年 10 月 31 日に発行した第 11 回新株予約権 662 個のうち未行使の予約権が 205 個、決議日現在、存在しております。当該未行使予約権につきましては、「第 11 回新株予約権 第三者割当て契約」に基づき、当社が投資家より取得し消却を行う予定です。

調達した資金は、第 1 に、トレーダーズ証券からの借入金の完済及び増資に充当することで当社自己資本規制比率を改善し、経営の安定性を強化いたします。システム統合が実現した今、資金をより一段の収益上振れを図るための各種営業施策に振り向けてまいります。第 2 に、現在、仮想通貨交換業者の登録審査を受けているみんなのビットコインの増資を行い、財務基盤を強化し経営の安定化を図ることで、早期に仮想通貨交換業者として本格稼働することを目指してまいります。当該増資資金は、集客及び取引増加のための各種マーケティング施策に費やし営業基盤の強化に努めてまいります。上記 2 社への資金注入が、本資金調達における最優先事項と当社は考えております。第 3 に、仮想通貨関連システムを開発する Nextop.Asia の増資を行い、中長期的に高い成長性が見込まれる仮想通貨関連事業への本格的な参入を図ってまいります。第 4 に、再生可能エネルギー関連事業において当社と密接な関係を持つスリランカの再生可能エネルギー等を主軸に事業展開を行っている Davora Capital (Pvt) Ltd. (以下、「Davora 社」(注) といいます。) との連携をより強固にするため Davora 社が発行する転換社債を当社グループで引受ける予定です。第 5 に、Davora 社が紹介する、高い収益性を持つスリランカの小水力発電事業会社(プロジェクト案件を含む。)の買収等に資金を充当し、転売、もしくは保有することで利益の確保を図り、再生可能エネルギー関連事業の早期黒字化を目指します。最後に、本資金調達金額が 2,000,000 千円を超過した場合は、超過した資金をトレーダーズインベストメント株式会社(以下、「トレーダーズインベストメント」といいます。)の増資に充当し、ベンチャー企業支援等に資金を投下することで投資事業の拡大を図ってまいります。

当社は、上記のとおり本資金調達により当社グループの財務体質を強化し、安定的、継続的に事業の拡大を可能とするグループ体制の構築と企業価値の向上に取り組んでまいります。

(注) Davora 社は、スリランカにおける幅広いネットワークを活用して、当社に対して同国での小水力発電所(新規案件の他、セカンダリー含む)等の投資対象案件の仲介を行うことが可能であり、当社が多数の仲介候補案件を有していることを当社は確認しております。Davora 社傘下の Hydro Power International (Pvt) Ltd. (以下、「HPI 社」といいます。)は、平成 26 年 4 月に ZE エナジーとの間にスリランカ国内でバイオマスを利用した発電事業を共同推進する基本合意及び技術提携契約を締結しており、当社グループの海外事業展開を強化していくために、同社代表取締役であり、また Davora 社の代表取締役でもある Nishantha Nanayakkara 氏を平成 26 年 8 月に ZE エナジーの取締役に迎えることによって、従前より強固なビジネスリレーションシップを構築してまいりました。

また、Davora 社とは、平成 29 年 3 月 16 日付「当社子会社によるスリランカにおいて再生可能エネルギー事業等を営むグループ会社が発行する転換社債等の引受けに関する基本合意書締結のお知らせ」で公表しましたとおり、当社子会社であるトレーダーズインベストメントが Davora 社発行の転換社債を引受ける基本合意書を締結しております。Davora 社傘下の電力事業会社において小水力発電所の建設資金需要があるため、公表後、条件に関して継続的に協議を進めておりました。しかしながら、Davora 社の資金需要が、金融機関からの借入を一部実施できたため当初に比べると弱まったこと及び当社の余剰資金が上述のとおり、契約解除による発注者への多額の返金により減少したことがあり、引受契約の締結が遅れておりました。現在は、Davora 社より発電所の拡張のために必要な追加資金需要があるとの要請を受け、最終的な引受契約締結に向けて協議を行っております。下記「3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な用途及び支出予定時期 ④スリランカの協業先企業が発行する転換社債の引受～再生可能エネルギー関連事業の増強資金」に記載のとおり、本資金調達が達成できた際は、トレーダーズインベストメントに融資を行い、Davora 社の転換社債 100,000 千円の引受を行う予定です。

(ご参考) Davora 社の事業概要について

Davora 社は、スリランカにおいてバイオマス発電事業、水力発電事業等の再生可能エネルギー関連分野を主軸に事業展開を営むグループの持株会社であり、その傘下(グループ会社)には、バイオマスや水力による各種発電事業会社のほか、電力事業コンサルタント・マネジメント会社、スリランカの主力輸出品として近年、国を挙げて高付加価値化に取り組んでい

るスリランカ紅茶の製造・販売会社、衛生陶器の製造・販売会社などがあります。このうち電力事業コンサルタント・マネジメント会社であるHPI社は、スリランカで国営送電網に電気を供給することを目的として1999年に設立され、用地調査から設備建設・保守運営まで、EPC契約によりワンストップでサービスを提供するパイオニア企業として、現地企業や住民との協力によりコストの最適化をはかり、これまでスリランカ国内はもとより南アジアやアフリカ地域を中心に、数々のプロジェクトを完成させてきた実績を有しております。

(2) 本第三者割当による資金調達方法を選択した理由

当社が、本第三者割当による資金調達方法を選択した理由は、以下のとおりです。

今回の資金調達は、上記「2. 募集の目的及び理由 (1) 本第三者割当による資金調達の目的」に記載のとおり、第1に、トレーダーズ証券からの借入金の完済及び資本増強、第2に、みんなのビットコインの資本増強、第3にNextop.Asiaの資本増強に順次充当することで、FX取引事業の財務基盤を安定化させるとともに、中長期的に高い成長性が見込まれる仮想通貨関連事業への本格的な早期参入を図ることが最大の目的です。また、第4に、再生可能エネルギー関連事業においてDavora社と連携し、高い収益性を持つスリランカの小水力発電事業会社等の買収等に資金を充当し、転売利益、もしくは発電所保有による安定的な利益を確保すること、第5に、トレーダーズインベストメントへ増資することにより投資事業を拡大することで、将来的に収益源の多角化を図ることが次の目的となります。これらの資金の調達方法の選択肢としては、まず、金融機関からの借入れが考えられますが、過去10期(10年)の決算において、当期純利益が黒字となった期が3回、赤字となった期が7回と、常態的な黒字化が達成されていない現在の当社の事業状況及び財務状況、さらに、融資の担保となる資産を有していない状況を考慮すると、当該必要資金の融資を引受ける金融機関を見つけることは困難な状況です。当社は、上記理由により金融機関からの借入を資金調達の選択肢とすることが困難な状況であることから、当該資金の調達を実現するためには、資本市場からの資金調達、すなわちエクイティ・ファイナンスによる資金調達が望ましい方法であると判断いたしました。

エクイティ・ファイナンスによる資金調達としては、新株予約権の第三者割当以外にも、当社普通株式の第三者割当、当社普通株式の公募増資、転換社債型新株予約権付社債及び株価に連動して転換価額が修正される転換社債型新株予約権付社債(いわゆる「MSCB」)の発行が選択肢として考えられます。しかしながら、まず、当社普通株式の公募増資については、証券会社と協議いたしました。当社の株価、直近の業績及び財務状況から判断すると、証券会社による公募引受は難しいとの回答があり、具体的な提案を証券会社から受けることはなく、資金調達の選択肢とはなり得ませんでした。

また、転換社債型新株予約権付社債については、株価の下落時に社債に付された新株予約権の行使による社債の株式への転換が進まず、株式への転換が進まなければ、金利の定期的な支払いが必要となる負債のままであるため、当社としては、かかる金利の支払いが必要となり、満期までの当社の財務状態への影響は否定できず、また、最終的には元本の弁済が必要となるため、当社としては、転換社債型新株予約権付社債の発行を資金調達の選択肢から外しました。次に、MSCBは、それに付された新株予約権の行使により交付される株数が転換価額に応じて決定されるという性質を有しているため、新株予約権の行使が実際に行われるまで交付される株式総数が確定しないため、希薄化の割合が大きく変化し、株価に対する直接的な影響により、既存株主に大きな影響を与えるというデメリットがあります。このようなデメリットがあるため、当社としては、MSCBの発行は資金調達の選択肢から外しました。

今回の資金調達の最大の目的であるトレーダーズ証券からの借入金の完済及び資本増強、みんなのビットコインの資本増強、そしてNextop.Asiaの資本増強、さらに、Davora社が発行する転換社債の引受及び高い収益性を持つスリランカの小水力発電事業会社の買収等の実施、並びにトレーダーズインベストメントの資本増強は、当社の企業価値及び株式価値の向上に繋がる事業戦略上重要なプロジェクトであると当社は考えております。こうしたプロジェクトを上記優先順位に従一的確に推進し、当社の業績を早期に回復させるためには、短期間で確実に当該プロジェクトに必要な資金を調達することが当社にとって最善の方法であるといえます。この点、新株予約権による資金調達は、発行者サイドで投資家による行使を強制することはできず、また、資金調達の完了までにある程度の期間を要し、さらに、株価の下落時にはその行使が進まず、期待していた資金調達が実現できないというデメリットがあります。このような新株予約権による資金調達のデメリットに鑑みると、新株予約権による資金調達は、最善の方法とはいえません。むしろ、短期間で確実に資金を

調達することができる当社普通株式の第三者割当による資金調達がより好ましい手段といえます。しかしながら、第三者割当による当社普通株式の発行による方法では、今回企図する調達金額が2,000,000千円超と多額であることから、前回（平成28年10月31日発行）の資金調達で投資家を紹介していただいたユーナ・アルテミス有限会社を始め、引受けに応じる可能性の高い個人又は法人に打診を行いました。当該投資家を見つけることはできませんでした。そこで、当社は、次善の策として、行使価額修正条項付の新株予約権の発行による資金調達方法を選択することとしました。

まず、当社普通株式を引受ける投資家を見つけることができなかつた以上、資金調達方法につき投資家にとっての受入可能性を勘案せざるを得ないところ、新株予約権は、当社普通株式に投資する場合と比較すると投資家が一時期に投資に必要となる資金を限定することができます。また、新株予約権の行使価額の修正により、株価下落の局面においても、一定の範囲においては新株予約権の行使が可能となり、資金調達に応じる投資家にとっての受入可能性を高めることができます。他方、投資家にとっての受入可能性のみならず、当社にとっても、行使価額修正条項付の新株予約権による資金調達は、次のようなメリットがあると考えております。すなわち、単なる新株予約権による資金調達と比較すると、行使価額修正条項付の新株予約権による資金調達は、株価下落の局面であっても、設定された行使価額の下限を株価が上回っている場合には、行使価額の修正により、資金調達額は想定された額よりも減少するものの、一定の資金調達を実現できる可能性があります。

当社グループにおける喫緊の課題は、上記「2. 募集の目的及び理由（1）本第三者割当による資金調達の目的」に記載したとおり、本調達資金を、トレーダーズ証券からの借入金の完済及び増資に500,000千円充当することで同社の自己資本規制比率を改善し、経営の安定性を強化することであり、仮想通貨交換業者の登録審査を受けているみんなのビットコインに200,000千円の増資を行い、財務基盤を強化することで経営の安定化を図り、仮想通貨交換業者として本格稼働することです。現在、当社グループで最低限必要となる700,000千円を調達するためには、行使価額修正条項付の新株予約権による資金調達方法は、大きなメリットがあると判断いたしました。

また、株価上昇の局面では、行使価額の修正により資金調達額が増加するというメリットを享受することができます。本資金調達額が2,000,000千円を超えた場合は、これまで当社グループが資金不足で実現することができなかつたベンチャー企業支援等の投資事業にも資金を投下することが可能となり、メリットは大きいものと当社は考えております。

さらに、既存株主にとっても、当社普通株式を発行する場合と異なり、希薄化の進展が複数回に分れた段階的なものとなるため、市場への影響も漸次的にすることが可能となり、メリットがあると考えております。なお、本新株予約権の行使による交付株式数は一定であり、MSCBと異なり、株価の下落局面において当初の想定より交付株式数が増加し更なる希薄化が生じる可能性はありません。但し、上記のとおり、新株予約権による資金調達においては、発行会社は投資家による行使を強制することはできず、また、投資家による新株予約権の行使による払込みにより初めて資金調達が実現されるため、資金調達の完了までにある程度の期間を要し、さらに、株価の下落時には、期待していた金額より資金調達額が減少する、又は期待していた金額の資金調達が実現できないというデメリットは否定できません。しかしながら、上述の当社グループにおいて最低限必要な資金700,000千円を確保できる蓋然性が高まるとともに、調達金額が増加する可能性もある行使価額修正条項付の新株予約権による資金調達は、当社の企業価値及び株式価値の向上に繋がるものであると考えます。当社普通株式の第三者割当による資金調達に応じる投資家を見つけることができなかつた現状を前提とすると、上記プロジェクトの進展を可能とするための資金需要を満たすためには、資金調達の完了までの期間の長期性及び実際の資金調達額が想定よりも減少する可能性があるという不確実性を伴う手段とはいえ、かかる資金調達の手段として、行使価額修正条項付の新株予約権の発行を選択することは合理性があると当社は判断しました。また、下記「6. 割当予定先の選定理由等（6）その他」記載のとおり、当社は、本新株予約権につき、払込期日から3ヶ月経過後以降は、その裁量で、本新株予約権の払込金額と同額でその全部又は一部を取得できます。そのため、より有利な条件での新たな資金調達方法が見つかった場合には、本新株予約権を取得し、当該新たな資金調達方法を機動的にとることが可能となっております。これらの点を考慮して、当社は第三者割当による行使価額修正条項付の本新株予約権の発行による資金調達を行うこととしました。

(3) 本新株予約権の主な特徴

本新株予約権の主な特徴は、次のとおりとなります。

- ① 本新株予約権の目的である当社普通株式数は 17,300,000 株で一定であるため、株価動向によらず、最大増加株式数は限定され、希薄化の規模は限定されております。平成 29 年 11 月 30 日現在の発行済総株式 (86,323,736 株) に係る議決権数 (863,069 個) に対する希薄化は、最大で、株式数ベースで 20.0%、議決権ベースで 20.0%となります。
- ② 当社の株価が下落した場合には、調達額が当初の想定を下回ることとなります。また、株価が下限行使価額を下回って推移した場合には、資金調達が全くできなくなる可能性もあります。かかるデメリットについては、上記「2. 募集の目的及び理由 (2) 本第三者割当による資金調達方法を選択した理由」に記載のとおり、当社普通株式を引受ける十分な投資家を確保できなかった以上、資金調達方法につき投資家にとっての魅力や受入可能性を考慮せざるを得なかったため甘受せざるを得ないと考えております。
- ③ 下記「6. 割当予定先の選定理由等 (6)その他」に記載のとおり、当社は、本新株予約権につき、払込期日から 3 ヶ月経過後以降は、その裁量で、本新株予約権の払込金額と同額でその全部又は一部を取得できます。そのため、より有利な条件での新たな資金調達方法が見つかった場合には、本新株予約権を取得し、当該新たな資金調達方法を機動的にとることが可能となっております。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額 (差引手取概算額)

①本新株予約権に係る調達資金	2,660,013 千円
本新株予約権の発行による調達額	13,113 千円
本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額	2,646,900 千円
②発行諸費用の概算額	19,400 千円
③差引手取概算額	2,640,613 千円

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

2. 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、本新株予約権の評価費用、印刷会社費用、信託銀行費用、登録免許税等の合計額であります。

3. 本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額は、当初行使価額ですべての本新株予約権が行使されたと仮定しての金額であります。行使価額が修正又は調整された場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額の額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少いたします。

(2) 調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期

本新株予約権の発行及び割当予定先による本新株予約権の行使によって調達する差引手取概算額は合計 2,640,613 千円となる予定であり、具体的な資金使途は次の通りです。

第 1 に、トレーダーズ証券からの借入金の完済及び増資に 500,000 千円を充当することで同社自己資本規制比率を改善し、経営の安定性を強化いたします。システム統合が実現した今、資金をより一段の収益上振れを図るための各種営業施策に振り向けてまいります。第 2 に、現在、仮想通貨交換業者の登録審査を受けているみんなのビットコインに 200,000 千円の増資を行い、財務基盤を強化し経営の安定化を図ることで、早期に仮想通貨交換業者として本格稼働することを目指してまいります。当該増資で得た資金は、集客及び取引増加のための各種マーケティング施策に費やし営業基盤の強化に努めてまいります。上記 2 社への資金注入が、本資金調達における最優先事項と当社は考えております。第 3 に、仮想通貨関連システムを開発する Nextop.Asia に 300,000 千円の増資を行い、中長期的に高い成長性が見込まれる仮想通貨関連事業への本格的な参入を図ってまいります。第 4 に、再生可能エネルギー関連事業において当社と密接な関係を持つスリランカの再生可能エネルギー等を主軸に事業展開を行っている Davora 社が発行する転換社債 100,000 千円をトレーダーズインベストメントに融資をおこない、トレーダーズインベストメントが引受けます。第 5 に、当社は、Davora 社と連携し、高い収益性を持つスリランカの小水力発電事業会社の買収等に 900,000 千円を充当し、転売、もしくは保有することで利益の確保を図り、再生可能エネルギー関連事業の早期黒字化を目指してまいります。最後に、本資金調達金額が 2,000,000 千円を超過した場合は、

超過した資金をトレーダーズインベストメントの増資に充当し、ベンチャー企業支援等に資金を投下することで投資事業の拡大を図ってまいります。

本新株予約権の発行により調達する具体的な使途

具体的な使途	金額	支出予定時期
① トレーダーズ証券からの借入金の返済及び増資	500,000千円	平成30年1月～2月
② みんなのビットコインの増資～マーケティング強化資金	200,000千円	平成30年1月～3月
③ Nextop. Asiaの増資～仮想通貨関連システムの開発資金	300,000千円	平成30年1月～4月
④ スリランカの協業先企業が発行する転換社債の引受～再生可能エネルギー関連事業の増強資金	100,000千円	平成30年4月～9月
⑤ 海外・国内における再生可能エネルギー発電所等への投資～再生可能エネルギー関連事業の増強資金	900,000千円	平成30年4月～9月
⑥ トレーダーズインベストメントの増資～アクセラレーターとしてベンチャー企業支援資金	640,613千円	平成30年10月以降
合計	2,640,613千円	—

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を含めた差引手取概算額は、上記「(1)調達する資金の額(差引手取概算額)」に記載の通り2,640,613千円となる予定です。但し、本新株予約権の行使による払込みの有無と権利行使の時期は新株予約権者の判断に依存し、また本新株予約権の行使価額は修正又は調整される可能性があるため、現時点において調達できる資金の額及び時期は確定したのではなく、現時点において想定している調達資金の額及び支出予定時期に差異が発生する可能性があります。この場合には、不足した場合・超過した場合共に、上記①から⑥への充当額の見直しを行う予定であり、その内容については適時、適切に開示させていただきます。

① トレーダーズ証券からの借入金の返済及び増資

トレーダーズ証券では、平成29年11月25日に既存の複数のFXシステムを統合し、内製化した新FX取引システムに切り替えたことにより、これまで外部システム会社へ支払っていた多額のシステム利用料(平成27年3月期から平成29年3月期の過去3期平均で年間521,504千円)の支払いがなくなり、今後は、当社グループのNextop. Asiaへシステム利用料を定額で支払うこととなります。

このため、従前は、FX収益が月額300,000千円を超過した場合、超過した収益の50%をシステム利用料として外部システム会社へ支払っておりましたが、今後は当該システム利用料の支払いはなくなり、収益の上振れ分はそのままトレーダーズ証券に利益をもたらすこととなります。

システム統合以降のさらなる収益拡大に向け、トレーダーズ証券では外部金融事業者へのリクイディティ(注1)の提供サービス、外部マーケティング会社との提携による顧客数・預り資産の増加に向けた施策、ビッグデータ解析に基づく人工知能(AI)技術を実装したカバーディーリング運用の導入及び新たな個人投資家向けの金融商品サービスの提供等を行ってまいりましたが、十分な資金が不足していたこと及び証券会社の財務健全性を示す指標である自己資本規制比率(注2)の低下に伴い、FX取引事業で利益を生み出すための必要リスクの許容額が極度に少なくなっていたため、これらの施策が十分な成果を上げるまでに至っておりませんでした。

当社は、本資金調達を行いトレーダーズ証券へ500,000千円(増資258,568千円、トレーダーズ証券からの借入金の返済241,431千円)の資金を注入し、同社からの借入金を全額返済するとともに258,568千円の増資を実行する予定です。トレーダーズ証券は、手元資金が500,000千円増加することで、第1に、これまで抑制してきたマーケティング費用に資金を投下し、新規顧客の獲得及びFX取引量を増大させFXトレーディング収益の拡大を図ることが可能となります。マーケティング費用への追加支出はWEBマーケティングを中心に年間100,000千円から200,000千円程度を見込んでおります。第2に、増加した資金をFX取引の差入証拠金としてカウンターパーティーに預託することで、これまでは受注を見送っていたBtoB取引の大口顧客か

らの大量注文を受けられるようになり収益機会を拡大することが可能となります。これらは、利益の増加に直接つながるため、トレーダーズ証券が安定的に黒字体質へ転化するための有効な施策となります。また、258,568千円の増資によりトレーダーズ証券の財務基盤は強化され、同社の自己資本規制比率は200%程度まで改善する見込みです。自己資本規制比率を常態的に200%以上に維持することは、トレーダーズ証券に対する信用リスクを低減させ、FX証拠金取引におけるカバー取引先金融機関との取引条件、あるいは金融機関からの融資再開の可能性等、経営環境の改善が期待でき、より有利な条件で事業運営を行うことが可能となります。トレーダーズ証券は、FX取引事業の安定的な黒字化に向け、引き続き鋭意努力してまいります。

(これまでの経緯)

当社は、平成28年10月31日に第三者割当による第3回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第11回新株予約権を発行し、平成29年11月30日までに発行諸費用を除き約1,091,360千円(第3回無担保転換社債型新株予約権付社債発行による調達金額:約429,200千円、第11回新株予約権発行による調達金額:約662,160千円)の資金を調達いたしました。調達した資金は、トレーダーズ証券への借入金返済に460,000千円、Nextop.Asiaへの新FX取引システムの開発資金貸付に150,000千円、ZEエナジーへの再生可能エネルギー関連事業の運転資金貸付に120,545千円(当初計画分101,200千円、平成29年8月18日公表の資金使途変更分19,345千円)及びZEエナジーが平成29年8月に上述の契約解除通知を受け発注者に支払った、既受領工事代金に係るZEエナジーへの貸付(資金使途変更分360,815千円)に充当いたしました。

上記のとおり、当社は調達資金の一部460,000千円をトレーダーズ証券の自己資本規制比率改善のために、平成28年10月から平成29年3月までの期間に返済を行いました。同借入金の返済により、平成28年9月末に178.9%であったトレーダーズ証券の自己資本規制比率は、10月末で188.3%に上昇しましたが、12月末に170.9%、平成29年3月末に158.4%と低下しました。

平成28年10月に実施した資金調達の目的の一つは、ZEエナジー及びNextop.Asiaに資金を投下することで、両社が自己の収支によって財務的に自立する体制を構築することでした。しかし、同調達資金を両社に投下した後においても、ZEエナジーでは、上述の木質バイオマスガス化発電装置3案件の追加改修費用が発生したこと及び同発電装置の引渡し遅延により新規案件の受注ができなかったこと等の理由により資金繰りが悪化し、自己の収支では賄えない状況が続きました。また、Nextop.Asiaでは、新FX取引システムの核となるシステム開発に関して大きな遅れはなかったものの、周辺システム及び旧FX取引システムから新FX取引システムへのシステム統合に時間を要したことでトレーダーズ証券から受領を予定していたシステム利用料収入の入金目途が当初計画より遅れることとなったため、自己の収支では賄えない状況が続きました。そのため、両社の資金繰りは、当社から融資を行うことで賄いましたが、当社は、平成29年4月までの間トレーダーズ証券からの借入りに頼らざるを得ない状況であったことから、平成28年10月から平成29年4月までに当社がトレーダーズ証券から借入れた金額は511,431千円に上り、調達資金で同社へ返済した460,000千円を上回り、同社の自己資本規制比率を悪化させる要因となりました。そのため、平成29年5月以降はトレーダーズ証券から借入れることを中止し、当社は外部及び創業家からの融資を受けることにより両社へ貸付を行うこととしました。しかし、5月以降のトレーダーズ証券の業績は、FX相場、とりわけUSD/JPY取引が狭いレンジの範囲でボラティリティの低い動きとなったため顧客取引が減少しFXトレーディング収益が落ち込みました。その結果、同社の自己資本規制比率は、6月末に149.4%、9月末に144.4%まで低下しました。当社は、平成29年5月から平成29年11月末までにトレーダーズ証券からの借入金を270,000千円返済し借入金の残高を241,431千円まで減少させましたが、トレーダーズ証券の自己資本規制比率が大きく上昇することはなく140%近辺にとどまっています。

(今後の方針及び課題)

上述のとおり、本資金調達によりトレーダーズ証券からの借入金の返済及び増資を行うことでトレーダーズ証券の自己資本規制比率は、現在の140%程度から200%近くまで改善する見込みです。トレーダーズ証券が自己資本規制比率を常に200%以上に維持するためには、増資等で注入された資金をアフィリエイト、サーチエンジンマーケティング(SEM)、SNSマーケティング等のWEBマーケティングを中心とした広告宣伝費に費やし、新規顧客の獲得及びFX取引量の拡

大を実現しFXトレーディング収益を増加させることが黒字化の必須条件となります。また、増加した資金をFX取引の差入証拠金としてカウンターパーティーに預託しBtoB取引の大口顧客からの大量注文を受けFXトレーディング収益の増加を図ることも重要となってきます。

平成29年12月からは、新FX取引システムに切り替えたことによる経費削減効果が期待できますが、大きな効果が現れてくるのはFXトレーディング収益が月額200,000千円を超えてからとなるため、上記2件のFXトレーディング収益を増加させる施策が最も重要となってきます。当期の変動率が低いFX相場において、トレーダーズ証券の平成29年4月から11月までのFXトレーディング収益の1ヶ月平均は140,000千円程度に低迷しており、月額200,000千円のFXトレーディング収益を確保することは容易なことではありませんが、達成に向け鋭意努めてまいります。

また、トレーダーズ証券の収益構造が、FXトレーディング収益のみに依存していることから、FX相場、とりわけUSD/JPY相場の変動率が当期のように極度に低い場合、トレーダーズ証券の利益が激減することとなります。そのような事態を回避するために、トレーダーズ証券の収益の多様化を図ることが将来的に重要な課題であることを認識し、その解決に向けて検討を進めてまいります。

上記「(これまでの経緯)」に記載したとおり、当社グループのトレーダーズ証券以外の主要企業、ZEエナジー及びNextop.Asiaの運営資金を、当社がトレーダーズ証券から借入れた資金で賄っていた期間がありましたが、現在は、当該運転資金は、創業家又は第三者からの借入で賄っております。今後も、基本的にトレーダーズ証券からの借入に依存することなく運営を行っていく所存です。

ZEエナジーは、『もがみまち里山発電所』及び『かぶちゃん村森の発電所』の木質バイオマスガス化発電装置の追加改修工事を当期末までに終え、次の発電装置建設に着手する予定ですが、運転資金を確保するために、自社製の炭化装置並びに海外企業と総代理店契約を締結している小水力発電装置及びペレットボイラーの販売に注力し、同社の運転資金に係る借入金の減少に努めております。販売が軌道に乗るまでの間は、創業家の支援を仰ぎ同社に融資を行う予定です。

Nextop.Asiaは、平成29年11月に新FX取引システムをトレーダーズ証券に納品し、12月からは、トレーダーズ証券から当該システム利用料の入金が見込まれます。(トレーダーズ証券はこれまでの外部ベンダーへのシステム利用料の支払いがなくなり、Nextop.Asiaだけにシステム利用料を支払うこととなります。)当該システム利用の収益がNextop.Asiaの運転資金の全てをカバーするまでには至りませんが、Nextop.Asiaは、FX取引システムを始めとする金融商品取引システムの外販を当期より開始しており、すでに国内証券会社へバックエンドシステムの販売実績を上げております。今後も、システム販売の営業に注力し、資金面での自立を着実に進めてまいります。当面の同社運転資金の不足分は、創業家の支援を仰ぎ同社に融資を行ってまいります。仮想通貨関連システムの開発資金として資金注入が実行された後は、Nextop.Asiaへの融資は必要なくなると見込んでおります。

以上のとおり、本資金調達による資金を有効活用するとともに、当社グループを挙げて営業活動に励み、安定的に黒字化できるよう鋭意努めてまいります。

(注1)「リクイディティ」とは、取引市場における「流動性」のことをいいます。取引市場において取引が活発に行われ、いつでも売買が成立することを「リクイディティがある、リクイディティが高い」等といいます。トレーダーズ証券が供給するリクイディティ(流動性)の種類は、FX(通貨)を筆頭に、コモディティ(貴金属やエネルギー資源)、株価指数等、取引可能な銘柄・投資対象商品を豊富に取り揃え、国内外のマーケットメイカー等のリクイディティ・プロバイダーにお客様の注文を取り次ぐ、良質なリクイディティ(流動性)の供給サービスを提供しております。

(注2)「自己資本規制比率」は、証券会社の財務健全性を示す指標であり、「固定化されていない自己資本」÷「市場リスク・取引先リスク・基礎的リスクの合計額」×100で算出します。自己資本規制比率の低下に関しては、自己資本規制比率が140%を下回った場合には、その旨を監督当局に届出なければならず、同比率が120%を下回った場合には監督当局は当該証券会社に対して業務の方法の変更を命ずることができるとともに、財産の供託その他監督上必要な事項を命ずることができるとともに、同比率が100%を下回った場合には、

監督当局は当該証券会社に対して3ヶ月以内の期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命ずることができるとともに、当該命令の日から3ヶ月を経過した日においても尚、当該証券会社の自己資本規制比率が100%を下回っており、かつ、自己資本規制比率の状況が回復する見込みがないと認められるときは、金融商品取引業者の登録を取り消すことができるものとされています。

② みんなのビットコインの増資～マーケティング強化資金

みんなのビットコインは、平成29年3月にサービスを開始して以降、法規制の動向に対応した各種体制整備の他、関連システムの追加開発作業やサービス・機能拡充に向けた取組みを優先して進めていたため、広告宣伝費等の支出を抑えておりました。取引システムが安定的に稼働し仮想通貨取引事業の本格展開を図る基盤が整ったことから、今後はマーケティング強化に注力し、個人投資家にFX取引を長年提供し続けてきた当社グループのブランディングを活用し、ビットコインやイーサリアム等の仮想通貨ビジネスを強化するために集客と取引増加に向けたWEBマーケティング戦略を強化し、推進していく予定です。そのため、今後の集客や取引増加のための各種マーケティング強化費用に充当するため、同社へ200,000千円の資本増強を実行いたします。

みんなのビットコインでは、増資により得られた資金をもとに、2年程度をかけて、順次、アフィリエイト、サーチエンジンマーケティング(SEM)、SNSマーケティング等のWEBマーケティングを展開していくことにより、仮想通貨取引事業と親和性の高いインターネット利用者へ向けた効果的な訴求活動を本格化させ、集客と取引拡大に向けた取組みに注力する予定です。

③ Nextop. Asiaの増資～仮想通貨関連システムの開発資金

平成26年5月から平成29年11月まで 트레이ダーズ証券のFX取引事業におけるサービス・ラインナップとそのシステム構成は大きく2つの系統に分かれており、平成22年7月にトレーダーズ証券が事業譲受によりサービスを開始した、外部システムベンダーから提供される『みんなのFX』のプラットフォームと、平成26年5月よりサービス提供を開始した当社グループのNextop. Asiaが開発した『みんなのシストレ』のプラットフォームの2系統が並列して稼働しておりました。各プラットフォームに関するシステム関連費用(システム利用料・システム保守料、サーバー費用等)が主な支出である「器具備品費」は、平成29年3月期連結決算において当社グループの販売費及び一般管理費全体の23.7%を占める負担の大きな費目となっております。そのため、当社グループは、安定的な利益体質への転換を図るため、販売費及び一般管理費を大幅に削減し損益分岐点を引き下げる必要があると考え、『みんなのFX』及び『みんなのシストレ』の2系統のシステムを統合することで、システム面の効率性を一層高め、システム関連費用の引き下げ、とりわけ、これまで外部へ支払ってきた、FX収益の増加に連動してシステム利用率が増加するレベニューシェア型のシステム利用料支払をなくすことが喫緊の課題と判断し、自社製システムに切り替えるべくNextop. Asiaでシステム開発及び統合の準備を進めてまいりました。その結果、平成29年11月25日にシステム統合を実現し、新FX取引システムでの運用を11月27日より開始いたしました。

Nextop. Asiaは、トレーダーズ証券のシステム統合を完了したことにより、今後の事業上の重要戦略として、上記の完成したFX取引プラットフォームの外部金融事業者等への販売やホワイトラベル提供とその後の保守管理によるBtoBビジネスの強化による外部収益の収受を目指すほか、システム事業者としての事業領域の拡大と収益の多様化を図ることとしており、具体的にはビットコインやイーサリアム等の仮想通貨関連システムの開発と当該システムの外部提供に向けて、これまでは全てFXシステムの開発のみに従事していた国内外の技術人員の一部リソースを仮想通貨関連システム開発に振り分けるとともに、仮想通貨開発に必要な技術スタッフの人員増強や一部業務の外部委託等を実施することでシステム開発体制のさらなる強化を図ってまいります。

既にNextop. Asiaは、アジア地域を中心に事業を展開しグローバルで最大規模の取引高を誇る仮想通貨取引所「QUOINEX(コインエクステンジ)」を運営するQUOINE株式会社やみんなのビットコインのバックエンドシステム(各種法令に対応した帳票作成・管理機能、口座統合管理機能、多言語対応機能、リアルタイム入出金等のペイメント管理機能やIB(仲介)・アフィリエイト管理機能等の管理系システム)を開発しており、開発が完了した一部機能の提供を開始しております。今般、仮想通貨交換業者に対する登録要件や業務の適切性の確保等に関する各

種基準や条件を定める「仮想通貨交換業者に関する内閣府令」及び「事務ガイドライン」が施行されたことにより、仮想通貨交換業者は、仮想通貨取引市場における取引の安全性と健全性を高め、投資家保護につながる関連法令に準拠した金融システムの構築を求められており、当該金融商品取引システムの是非が、中長期的に仮想通貨業界を左右する非常に重要な要素となります。Nextop.Asia が開発を計画する様々な法規制に対応したシステムはこれからの仮想通貨市場の拡大・深化に合わせて、ますますそのニーズが拡大していくことが予想されます。FX 業界において長年にわたり様々な法令諸規則に準拠した FX 取引のプラットフォームを開発してきた Nextop.Asia は、その経験・知見・ノウハウを活かした仮想通貨関連システムの開発を進め、新たに仮想通貨ビジネスへ参入する事業者等を対象として、当該システムの販売やホワイトラベル形式によるシステム提供を行ってまいります。

Nextop.Asia では、増資を受けた資金 300,000 千円については、2 年程度の期間において、約 250,000 千円を仮想通貨関連システムの開発に充当する予定です。具体的には、バックエンドシステムの各種機能の開発やリリースしたシステムのバージョンアップを継続的に行っていくことと、今後、仮想通貨の販売所や取引所のプラットフォームの開発、送金・決済プラットフォームの開発、仮想通貨ウォレット (Wallet) のアプリケーション開発及び上記システムの管理系システムの開発を進めていく計画です。当該開発においては、Nextop.Asia の中華人民共和国 (大連市) における完全子会社「耐科斯托普軟件 (大連) 有限公司」の既存技術スタッフ 15 名及びベトナム (ハノイ) における完全子会社 Nextop.Co.,Ltd. の既存技術スタッフ 20 名を仮想通貨関連システムの開発に振り分けることに加え、仮想通貨開発に精通した技術者を新規に採用し人員増強を図る予定です。

平成 29 年 11 月にトレーダーズ証券における FX システム統合を実現し、新 FX システムの開発という大きなプロジェクトを終えたことで、今後は Nextop.Asia 単独で、外販強化等による自立的な収支を目指してまいります。現状においては、上記「① トレーダーズ証券からの借入金の返済及び増資 (今後の方針及び課題)」に記載しましたとおり、トレーダーズ証券からの新 FX システムに係るシステム利用料の追加収益だけでは、同社の運転資金の全てをカバーするまでには至っておりません。新 FX システム開発を開始した当初においては、新 FX システムの開発を早急に終えるために増員した海外の開発人員は、開発終了後に減員する構想もありましたが、優秀な技術者を新規に獲得することが困難な状況において人員を削減することは得策ではないと判断し、費用削減ではなく、新システム開発による収益増加を図ることといたしました。その結果、新たなプロジェクトとして仮想通貨関連システム開発に着手するためには、当該開発に携わる技術人員の体制を維持するための人件費及び新規採用に係る人件費で月額 10,000 千円程度及び開発過程で必要なシステム関連機器の購入及び利用料で月額 500 千円程度が必要となります。当該費用に関しては上記のとおり本調達資金を充当する予定です。また、増資後、2 年程度の期間において約 50,000 千円を、Nextop.Asia による仮想通貨関連ビジネスにおいて事業連携や技術提携を視野に入れた仮想通貨関連事業者、システム開発事業者もしくはブロックチェーン技術の応用企業等との仮想通貨関連システムに関する共同研究・開発業務を行なうため、業務委託費用、当該業務に従事する技術人員の人件費及びサーバー等のシステム関連機器の購入及び利用料に充当する予定です。現時点において、具体的な支出内容及び支出先は未定です。

Nextop.Asia はこれまで、グループ内部利用のための FX システム開発に集中しておりました。上述のとおり、当社グループにとって長年の懸案であった FX システムの統合を完了させ、トレーダーズ証券において新 FX 取引システムの運用が平成 29 年 11 月より開始されたことから、今後は FX 取引システムを始めとする金融商品取引システムの外部販売を本格的に再開し、国内外の金融機関やクリエイティブ・プロバイダー等からの開発受託及び同事業者へのホワイトラベル形式による従量課金型のシステムの販売を推進してまいります。それらを早期に実現し、さらなる利益の上積みを図り自己の収支により財務的に自立しうる体制の構築を図るには、将来性のある仮想通貨関連システムの開発という新たな事業領域に進出する必要があると判断いたしました。

④ スリランカの協業先企業が発行する転換社債の引受～再生可能エネルギー関連事業の増強資金

当社中期経営計画においては、金融事業（トレーダーズ証券）と連携した再生可能エネルギー発電設備をファンド組成・販売（転売）し、収益の早期化を図る成長加速シナリオを実現していくことを公表しております。しかしながら、その組成・販売（転売）の対象となる ZE エナジーのバイオマス発電設備の複数の建設事案において、その着工時期が既存案件の追加改良工事の継続等により、当初想定より延期となるリスクが懸念される中で、当社としても、ZE エナジーのみに依拠しない再生可能エネルギー関連プロジェクト実現に向けての検討を進めてまいりました。そうした中、トレーダーズインベストメントは、投資事業の拡充という観点から、経済成長性の高いスリランカで小水力発電を中心に再生可能エネルギー事業等を営む Davora 社に注目し、投融資による連携強化を進め、同社の成長支援を図ることが、当社グループにメリットがあると判断し、Davora 社が発行する転換社債の引受に関して協議を重ねてまいりました。

今般の転換社債引受けを契機に、今後、Davora 社グループの発電事業会社等との連携をより深化させることで、ZE エナジーに依拠しない投資対象案件、すなわち、スリランカにおける再生可能エネルギーを基とした発電所等の投資対象案件を確保する交渉を円滑に進められると考えております。Davora 社は、自社グループが手掛けた発電所、及び自社ネットワークを活用してスリランカにおける多種多様な完成済み小水力発電所等を投資対象案件として当社グループに紹介することが可能であることを、当社は確認しております。

また、Davora 社の転換社債を将来的に同社株式に転換した場合は、同社利益の持分比率分を取り込むことが可能となり、投資事業の利益創出に寄与するものと考えます。

当社グループは、今後の再生可能エネルギー関連事業の海外展開への布石となる Davora 社との連携をより強固なものとするために、Davora 社が発行する転換社債 100,000 千円を当社グループで引受けることといたしました。本調達で得た資金は、投資事業を営む子会社のトレーダーズインベストメントに融資し、同社が Davora 社の発行する転換社債を引受ける予定です。

⑤ 海外・国内における再生可能エネルギー発電所等への投資～再生可能エネルギー発電所関連事業の増強資金

当社は、スリランカでの小水力発電所等の取得を企図し、再生可能エネルギー発電所の鑑定評価を専門とする第三者の外部企業に Davora 社のグループ会社が手掛けた小水力発電所の適正に関する調査（各種許認可の有効性、電力受給契約の有効性、不動産取得の有効性、発電所設備機器の仕様・状況、運営管理体制等に関する調査）を依頼し精査を行った結果、当該小水力発電所をはじめとした多種多様な完成済み小水力発電所等を買収し、自社での運営（長期保有）又は集団投資スキーム等により国内投資家へ転売することで、再生可能エネルギー関連事業における新たな収益を確保できる公算が強いと判断いたしました。当社もしくはトレーダーズインベストメントが、今回調達する資金のうち 900,000 千円を当該小水力発電設備等の買収資金に充当することで、再生可能エネルギー関連事業の黒字化を目指し、財務基盤の安定化を促進してまいります。

買収候補となる小水力発電所等に関しては、現時点で具体的な規模感は未定であります。大規模な発電所の場合は、800,000 千円から 900,000 千円程度の新設発電所（2,000 kw 超）の取得、あるいは 100,000 千円から数億円程度の小・中規模の新設又は中古の発電所の取得、もしくは稼働年数が長いが割安な大規模の中古発電所等の複数取得等を、Davora 社からの紹介案件の状況及び今後の現地調査の結果並びに商談内容を考慮したうえで、今般の調達金額の状況に応じて判断を行う予定です。

なお、既にトレーダーズ証券ではスリランカの小水力発電所 2 か所を投資対象とする匿名組合型ファンドの取扱いを行っており（平成 27 年 9 月 28 日付 IR 開示）、約 2 年が経過した現在、年利約 16%と高い利回りでの運用実績を上げております。また、トレーダーズ証券は、長年にわたる証券取引事業で構築してきた投資家ネットワークにより、様々な大口個人投資家や法人投資家とのつながりを有しており、当該投資家からは同様の投資案件を早期に提供・提案してほしいとの強い依頼を受けております。こうした海外での再生可能エネルギー関連事業を対象とする投資ニーズは、環境保護をテーマとした投資の重要性が高まる昨今において、非常に高いものであることから、上記により取得した小水力発電所等を、将来の長期にわたる売電収益等を勘案した価格で、取得後概ね 1～3 年程度で第三者の投資家等に転売する方法で利益の早期実現化を図る方法、さらに、投資規模が大きい場合は、利回り実績（見込み）等を勘案しつ

つ1～2年以内に環境ファンドとして組成し、証券化した金融商品を国内投資家等へ販売する手数料ビジネスへの展開を図る方法があります。また、転売やファンド化を行わない場合でも当社グループが長期間保有し続けることによる配当収入等を長期間収受する方法もあり、現時点では、長期自社保有とするか、転売・ファンド化して早期収益化を図るかについては未定であり、取得した発電所等の売電収益状況や転売先となる投資家ニーズや売却条件等を勘案して当社グループにとって収益の最大化を図る方法（収益モデル）を選択し、事業展開してまいります。

投資家等へ転売した場合は、利益の早期取り込みによって、次の小水力発電所等の買収資金源の確保が可能となることから、その後も連続して同様の投資（買収）を繰り返すことで、再生可能エネルギー分野での加速度的な成長の実現を図ってまいります。

当社もしくはトレーダーズインベストメントは、スリランカにおける水力発電所の買収により、上述のとおり、長期の発電所保有による長期間安定的な収益の確保、あるいは、それぞれの案件に応じたファンド組成と販売による早期の収益化を図るなど、企業価値向上に最適な方法を選択し、慎重かつ積極的に事業展開を行っていく予定です。スリランカは高い経済成長率を継続しており旺盛な電力需要を賄うため、日本同様、FIT制度（売電による固定価格買取制度）を導入しており、スリランカ政府は、中長期目標として、再生可能エネルギー比率を高める目標値を設定するなど、小水力発電事業はスリランカにおいて成長性の期待できるビジネス分野となっています。

なお、当社は上記のとおり、スリランカでの小水力発電所等の取得を企図しておりますが、万が一、同国の水力発電事業の将来性に大きな影響を及ぼしうるカントリーリスクの顕在化や政治経済社会環境の変化等により、企図する投資メリットが享受できないと判断した場合は、日本国内の太陽光等の再生可能エネルギーによる発電所の取得に切り換えて投資を行う予定です。国内においては、再生可能エネルギーをベースとした発電所の中で、新規参入企業が多い太陽光発電は、FIT 価格が年々低下し市場が縮小に向かうとの見方がありますが、当社としては、太陽光発電に関しましても引き続き重要な再生可能エネルギー関連事業であると認識しております。

地球環境問題が深刻化する中で、将来的に、グリーンボンド市場の広がりによる民間資本（投資資金）の導入による環境改善効果が期待される中、当社グループは、今後、ファンド組成・販売やグリーンボンド商品の提供等の金融事業におけるビジネス展開を企図しており、国内外の太陽光をはじめとする様々な再生可能エネルギー発電所・プロジェクトへの投資経験を通して、関連ノウハウを習得することは当社グループにおいて重要な意義を持つものであると考えております。

スリランカでの投資事業の遂行が万が一困難となった場合は、国内における発電所を取得対象とする事業展開が速やかに図れるよう準備を進めてまいります。

上記のとおり、当社グループにおける海外もしくは国内における再生可能エネルギーを基にした発電所等への投資及びパートナー企業が発行する転換社債の引受資金として、1,000,000千円を充当する計画です。

以上の①～⑤については、当社グループの今後の中長期的な事業の強化と企業価値向上のために重要なプロジェクト（施策）であるとの認識のもと、本新株予約権の発行による調達を鋭意進めてまいります。なお、本新株予約権の行使状況により、調達資金が上記①～⑤において必要となる資金 2,000,000 千円を超過する金額となる場合は、さらに下記⑥の資金として充当することを予定しております。

⑥ トレーダーズインベストメントの増資～アクセラレーターとしてベンチャー企業支援資金

スタートアップ企業のさらなる成長や事業拡大を支援するアクセラレーター機能を有する投資会社トレーダーズインベストメントは、高度な技術や独自技術を有するベンチャー企業の発掘とその成長を支援する事業等を行っております。今後、ZE エナジーと提携しうる企業への投資等による協業関係を促進し、当社グループの第2の柱である再生可能エネルギー事業の強化を図ることは当社グループ全体の安定的な成長を図るためにも不可欠となります。そのため、ZE エナジーとの将来的な協業が期待できる事業者や再生可能エネルギー関連事業における収益源を多様化する新たな事業者の発掘と当該企業への出資や協業案件の推進等の資金充当を企図しております。

また、トレーダーズインベストメントは、投資事業の一環として、これまで、将来有望と考える高度な技術を保有する企業に一部出資を行ってまいりました。独自の冷凍・冷蔵技術で、食材を高鮮度のまま保持することで、食品流通業界に注目されている株式会社 MARS Company や、医学、理化学領域の冷蔵及び冷凍、解凍機器等に関する研究開発・製造を行い、グローバルな臓器移植ネットワークの構築を目指す 3C 株式会社、また、独自の認証アルゴリズムを用いて、指紋のみで生体認証処理を行なう技術を有する株式会社 Liquid など、いずれも、今後の成長が期待される企業です。当社及びトレーダーズインベストメントはこうした既存の出資先企業への継続的な事業支援活動や、さらなる協業強化によって、将来的な投資者メリットを最大限享受すべく、今後、出資先企業が手掛ける事案・プロジェクト等へ共同して取組む事業資金として充当することも検討しております。なお、具体的な資金使途の内容、金額及び支出時期については、調達状況を勘案しながら個別に精査検討の上、充当していく予定です。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、本新株予約権の発行及び割当予定先による本新株予約権の行使により調達した資金を、上記「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途及び支出予定時期」に記載の使途に充当することによって、中期経営計画の達成に向けた成長戦略と財務基盤の強化を図ることができることから、本資金使途は株主価値の向上に資する合理的なものであると判断しております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権の発行要項及び本第三者割当て契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計（代表者：黒崎知岳、所在地：東京都港区元赤坂 1-1-8）（以下「赤坂国際会計」といいます。）に依頼しました。赤坂国際会計は、本新株予約権の発行要項等に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、評価基準日の市場環境、当社普通株式の流動性、当社の資金調達需要、当社及び割当予定先の権利行使行動等を考慮した一定の前提（当社からの通知による取得が実施されないこと、割当予定先は市場出来高の一定割合（12.5%）の範囲内で速やかに権利行使及び売却を実施すること、割当予定先が本新株予約権を行使する際に当社がその時点で公募増資等を実施したならば負担するであろうコストと同水準の割当予定先に対するコストが発生すること、等を含みます。）を置き、本新株予約権の評価を実施しています。

当社は、赤坂国際会計が上記前提条件を基に算定した評価額（本新株予約権 1 個につき 758 円）を参考に、割当予定先との協議を経て、平成 29 年 12 月 25 日開催の取締役会において、本新株予約権の 1 個の払込金額を上記評価額と同額の 758 円と決定しました。また、本新株予約権の当初行使価額は、当該発行に係る取締役会決議日の直前取引日（平成 29 年 12 月 22 日）の当社普通株式の普通取引の終値（153 円）に相当する金額としており、その後の行使価額は、割当日（平成 30 年 1 月 10 日）から 5 営業日経過以後、毎週金曜日の当社普通株式の普通取引の終値の 92% に相当する金額に修正されるものの、その価額は本新株予約権の下限行使価額である 77 円を下回ることはありません。なお、下限行使価額は、当社が必要とする資金調達額を考慮したうえで割当予定先と協議の上、発行決議日直前取引日の当社普通株式の終値の 50% に相当する金額（1 円未満の端数は切上げる。）で設定されております。当社は、本新株予約権の発行価額の決定に当たっては、赤坂国際会計が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、赤坂国際会計の算定結果は合理的な公正価格であると考えられ、本新株予約権の発行価額は有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断しました。

また、当社の監査役全員も、赤坂国際会計は当社と顧問契約関係がなく、当社経営陣から一定程度独立していると認められること、赤坂国際会計は割当予定先から独立した立場で評価を行っていること、赤坂国際会計による本新株予約権の価格の評価については、その算定過程及び前提条件等に関して赤坂国際会計から説明又は提出を受けたデータ・資料に照らし、当該評価は合理的なものであると判断できることに加え、本新株予約権の払込金額は赤坂国際会計によって算出された評価額と同額であることから、割当予定先に特に有利ではなく、法令に違反する重大な事実は認められないと判断しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権全てが行使された場合における交付株式数の総数は最大17,300,000株（議決権173,000個相当）であり、平成29年9月30日現在の当社発行済株式総数86,323,736株（総議決権数863,069個）に対して最大20.0%（当社議決権総数に対し最大20.0%）の希薄化が生じるものと認識しております。

しかしながら、当社といたしましては、本第三者割当による資金調達により取得した資金を、上記「3. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な用途及び支出予定時期」に記載の用途に充当することで、当社の企業価値及び株式価値の向上に繋がるものと考えております。本新株予約権については、その目的である当社普通株式数は一定であり、希薄化の規模は限定されており、また希薄化は複数回に分かれた段階的なものとして市場への影響は漸次的なものになると考えられます。加えて、本新株予約権については一定の要件のもと当社の判断により本新株予約権を取得することも可能であること、並びに、割当予定先は、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式に関して株券貸借に関する契約を締結する予定はなく、本第三者割当により割り当てられた本新株予約権の行使により取得する当社普通株式については、売却に際しては可能な限り市場動向を勘案して市場への影響に留意しながら売却する旨表明していることから、本第三者割当による市場への影響には一定の歯止めがかかるものと考えております。

また、当社普通株式の過去6ヶ月（平成29年6月23日から平成29年12月22日）における1日当たり平均出来高は12,091,882株であり、行使可能期間において円滑に市場で売却できるだけの十分な流動性を有していることから、本新株予約権の発行は市場に過度の影響を与える規模ではないものと考えております。

これらを総合的に検討した結果、希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

①名称	三田証券株式会社			
②本店の所在地	東京都中央区日本橋兜町3番11号			
③代表者の役職・氏名	代表取締役社長 三田 邦博			
④事業内容	金融商品取引業、貸金業、金銭債権の売買業務、生命保険の募集に関する業務、不動産の賃貸業務、宅地建物取引業、不動産特定共同事業			
⑤資本金	500,000千円（平成29年3月31日現在）			
⑥設立年月日	昭和24年7月20日			
⑦発行済株式数	4,713,600株（平成29年3月31日現在）			
⑧決算期	3月31日			
⑨従業員数	75名（平成29年3月31日現在）			
⑩主要取引先	投資家及び発行体			
⑪主要取引銀行	株式会社りそな銀行			
⑫大株主及び持株比率	三田 邦博 54.86%			
⑬上場会社と当該法人の関係				
資本関係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき資本関係はありません。			
人的関係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき人的関係はありません。			
取引関係	当社と当該会社との間には、記載すべき取引関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社との間には、特筆すべき取引関係はありません。			
関連当事者への該当状況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。			
⑭最近3年間の経営成績及び財政状態（単位：千円、特記しているものを除く）				
	決算期	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期
純資産		4,288,038	5,015,515	5,757,642
総資産		28,135,546	20,813,599	21,855,706
1株当たり純資産（円）		1,118.39	1,308.13	1,552.30
売上高		1,565,189	2,721,010	4,139,708
営業利益		117,234	619,096	1,419,327
経常利益		155,094	633,280	1,422,312
当期純利益		107,556	750,481	861,561
1株当たり当期純利益（円）		28.01	195.73	228.56
1株当たり配当金（円）		6.00	23.00	36.60

(注) 割当予定先は、東京証券取引所の取引参加者であり、「反社会的勢力に対する基本方針」を策定し、反社会的勢力との関係断絶に努めていることを公表しております。当社はその文面を入手し、当該文面の内容を確認しております。さらに、当社は、反社会的勢力との関係に関しては、第三者調査機関である株式会社 TMR（東京都千代田区神田錦町3番15号 代表取締役 高橋新治）に調査を依頼し、同社及び同社の代表取締役社長が反社会的勢力等に該当しないことを確認しております。また、同社の代表取締役社長以外の取締役及び監査役（以下、「同社役員」といいます。）に関しては、「全国暴力追放運動推進センター」及び「日経テレコン」が保有するデータベースとの照合による調査を行い、同社役員が反社会的勢力等に該当しないことを確認しております。

(2) 割当予定先の選定理由

当社は、今回の資金調達にあたり、割当予定先である三田証券株式会社のほか、国内外の金融機関に相談し、資金調達方法の説明や提案を受け、当該提案の内容を含め、公募増資、MSCB、金融機関からの借入等の各資金調達方法について、上記「2. 募集の目的及び理由 (2) 本第三者割当による資金調達方法を選択した理由」に記載の通り検討致しました。公募増資につきましては、資金調達が一時に可能となりますが、同時に1株当たり利益の希薄化を一時に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられること、MSCBにつきましては、一般的には、転換により交付される株数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了まで転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられること、さらに、借入れにつきましては、調達金額が負債となるため、財務健全性の低下が見込まれること等、当社のニーズに合致するものではありませんでした。その結果として、当社は、三田証券株式会社より提案を受けた本スキームによる資金調達方法が、当社の株価や既存株主の利益に十分に配慮しながら成長のための必要資金を調達できるという点並びに当社の事業及び事業環境の進展による当社株価の上昇に伴い徐々に資金調達ができる点において当社のニーズに最も合致すると判断しました。当社は、三田証券株式会社が当社のニーズに最も合致する資金調達方法を提案したことに加え、同社が本スキームによる引受を数多く実行しており、当社株式に対する機関投資家をはじめとする投資家の需要に基づき、今回発行を予定している新株予約権の行使により交付する株式の円滑な売却が期待されることから、同社を割当予定先として選定致しました。

なお、本新株予約権は、日本証券業協会会員である三田証券株式会社による買受けを予定するものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

(3) 割当予定先の保有方針及び行使制限措置並びに本新株予約権の行使の方針

当社は、上記「(2) 割当予定先の選定理由」に記載した割当予定先との間で協議を行なった際に、割当予定先より以下の点につき口頭で確認を得ております。

- ・割当予定先は経営権の獲得や支配株主となることを目的とせず純投資を目的とすること。
- ・割当予定先は、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式の保有方針について、当該株式を売却することにより利益を得る純投資の方針に基づき保有し、長期保有の意思はないこと、及び割当予定先は、当社株式を売却する場合には可能な限り市場動向に配慮しながら行うこと。
- ・割当予定先は、自己資金をもって、本新株予約権を取得し、本新株予約権の行使を行うこと。

また、割当予定先はいわゆる証券会社であり、自己の商品有価証券勘定にて本新株予約権又は本新株予約権の行使により交付される当社普通株式を保有し、上記のとおり適宜市場内で売却を行いつつ、新株予約権の権利行使を実施する予定とのことです。従って、当社普通株式の希薄化は市場取引高に応じて徐々に進捗することとなり、急速には進みにくいと予想されます。

さらに、下記「(6)その他 ① 制限超過行使の禁止」にも記載しておりますとおり、当社及び本新株予約権の割当予定先である三田証券株式会社は、本新株予約権につき、東京証券取引所の有価証券上場規程（以下「上場規程」といいます。）第434条第1項、同施行規則（以下「上場規程施行規則」といいます。）第436条第1項乃至第5項までの定めに基づき、原則として、単一暦月中にすべての本新株予約権の保有者による本新株予約権の行使により取得される当社普通株式の合計が、上場規程施行規則第436条第1項に定める上場株券等の数の10%を超える場合には、当該10%を超える部分に係る本新株予約権の行使を制限するよう措置を講じる予定です。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、三田証券株式会社が金融商品取引法第46条の4に基づき公表する平成29年3月期「業務及び財産の状況に関する説明書」及び平成29年11月の月次日計表により、本新株予約権の発行価額の払込金額を上回る財産を保有していることを確認いたしました。新株予約権の権利行使資金につきましては、同社から本新株予約権の権利行使で取得した当社新株を直ちに売却し、次の新株予約権の行使代金に充当する方針であるとの説明を受けており、同社が本新株予約権の一定数分の行使に対応できる財産を保有していることを確認いたしました。以上により、当社は割当予定先の本第三者割当の払込みに要する財産について問題はないものと判断しております。

(5) 株券貸借に関する契約

本新株予約権の割当予定先である三田証券株式会社は、当社、当社の役員、役員関係者及び当社の大株主と割当予定先との間において、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式に関連して株券貸借に関する契約を締結しておらず、またその予定もないことを口頭で確認しております。

(6) その他

当社は、本新株予約権に係る割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく本新株予約権の募集に係る届出の効力発生後に、下記の内容を含む、本第三者割当て契約を締結いたします。

① 制限超過行使の禁止

割当予定先は、いずれの暦月においても、原則として、当該暦月においてすべての本新株予約権の保有者による本新株予約権の行使により交付されることになる当社普通株式の数の合計が、本新株予約権の払込期日時点の上場株式数の10%を超えることとなる本新株予約権等の行使（以下「制限超過行使」といいます。）を行うことができません。但し、当社普通株式が上場廃止となる合併、株式交換及び株式移転等が行われることが公表された時から当該合併等がなされた時又は当該合併等がなされないことが公表された時までの間、当社に対して公開買付けの公告がなされた時から当該公開買付けが終了した時又は中止されることが公表された時までの間、取引所金融商品市場において当社普通株式が上場されている金融商品取引所において監理銘柄、整理銘柄に指定された時から当該指定が解除されるまでの間、本新株予約権の行使価額が決議日の取引所金融商品市場の売買立会における当社普通株式の終値以上の場合、本新株予約権の行使可能期間の最終2ヶ月間には、割当予定先は、制限超過行使を行うことができます。

② 譲渡制限

割当予定先による本新株予約権の譲渡については、当社の取締役会の承認を必要とします。割当予定先が本新株予約権を譲渡する場合には、割当予定先は、当社の本新株予約権の行使指定に対応する義務等、本第三者割当て契約上の地位及びこれに基づく権利義務を譲受人に承継させます。

③ 取得条項

当社は、平成30年4月11日以降、本新株予約権の発行要項に従って、取締役会の決議により本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。

7. 大株主及び持株比率

氏名又は名称	募集前(平成29年9月30日現在)の持株比率
有限会社ジェイアンドアール	15.20%
日本証券金融株式会社	5.13%
株式会社旭興産	4.57%
モルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社	2.75%
株式会社江寿	2.39%
株式会社SBI証券	1.79%
松井証券株式会社	0.77%
マネックス証券株式会社	0.64%
野村証券株式会社	0.58%
金丸 貴行	0.51%

(注) 1. 割当予定先は、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式の保有方針について、上記「6. 割当予定先の選定理由等(3) 割当予定先の保有方針及び行使制限措置並びに本新株予約権の行使の方針」に記載のとおり、長期保有する意思を有していないとのことで、本新株予約権の募集に係る潜在株式数を反映した「募集後の大株主及び持株比率」を表示していません。

2. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

3. 持株比率は、発行済株式総数に対する所有株式数の割合を記載しております。

4. 大株主の状況は、平成29年9月30日現在の株主名簿を基準として記載しております。

8. 今後の見通し

平成30年3月期以降の当社業績への影響に関しては、資金調達の進捗状況を見据えつつ事業展開を行って行くため現時点で具体的な数値を算出することは困難であることから、開示すべき影響の発生が判明次第、適時に公表することといたします。

9. 企業行動規範上の手続き

本新株予約権の発行は、①希薄化率が合計25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないこと（本新株予約権全てが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、東京証券取引所の定める「有価証券上場規程」第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期
営業収益	2,340,986千円	2,938,156千円	3,004,155千円
営業損失（△）	△349,209千円	△101,482千円	△1,248,527千円
経常損失（△）	△471,447千円	△77,498千円	△1,424,780千円
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△）	△367,923千円	20,412千円	△1,433,532千円
純資産額	1,133,599千円	3,379,876千円	2,741,722千円
1株当たり純資産額	17.98円	42.71円	32.40円
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額（△）	△6.62円	0.31円	△18.04円
1株当たり配当金	—	—	—

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成29年11月30日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	86,323,736株	100.0%
潜在株式数	2,690,000株	3.1%

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成27年3月期	平成28年3月期	平成29年3月期
始 値	57円	143円	278円
最 高 値	181円	418円	300円
最 安 値	42円	80円	115円
終 値	139円	273円	164円

② 最近6ヶ月の状況

	平成29年 6月	平成29年 7月	平成29年 8月	平成29年 9月	平成29年 10月	平成29年 11月
始 値	148円	241円	184円	159円	165円	166円
最 高 値	262円	365円	192円	202円	175円	180円
最 安 値	142円	208円	149円	139円	155円	152円
終 値	234円	215円	159円	164円	165円	166円

（注）最高・最安株価は、東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）におけるものであります。

③ 発行決議日前営業日における株価

	平成29年12月22日
始 値	153円
最 高 値	154円
最 安 値	153円
終 値	153円

最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

第三者割当てによる第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行

払 込 期 日	平成27年1月9日
調 達 資 金 の 額	300,000千円 (差引手取概算額258,000千円)
転 換 価 額	1株につき89円
募集時における 発行済株式数	普通株式 54,851,782株
割 当 先	ILL CONSULTING PTE. LTD.
募集時における 潜在株式数	普通株式 3,370,786株
現時点時における 転 換 状 況	未行使残存額 0円 権利行使額面総額 300,000千円 (交付済株式総数3,370,786株)
募集時における 当初の資金用途	全額をトレーダーズ証券からの借入金返済に充当
募集時における 支出予定時期	平成27年1月9日
現時点における 充 当 状 況	平成27年1月9日に差引手取概算額258,000千円をトレーダーズ証券からの借入金返済に充当

第三者割当てによる第10回新株予約権の発行

払 込 期 日	平成27年1月9日
調 達 資 金 の 額	403,542千円 (内訳) 新株予約権発行分 4,042千円 新株予約権行使分 399,500千円
行 使 価 額	85円
募集時における 発行済株式数	普通株式 54,851,782株
割 当 先	ILL CONSULTING PTE. LTD.
募集時における 潜在株式数	普通株式 4,700,000株
現時点時における 行 使 状 況	未行使残存額 0円 権利行使額面総額 403,542千円 (交付済株式総数4,700,000株)
募集時における 当初の資金用途	全額をトレーダーズ証券からの借入金返済に充当
募集時における 支出予定時期	平成27年1月～平成30年1月
現時点における 充 当 状 況	平成27年1月～平成27年11月に403,542千円をトレーダーズ証券からの借入金返済に充当

第三者割当てによる第3回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行

払 込 期 日	平成28年10月31日
調 達 資 金 の 額	450,000千円 (差引手取概算額429,200千円)
転 換 価 額	1株につき154円
募集時における 発行済株式数	普通株式 78,666,661株
割 当 先	ILL CONSULTING PTE. LTD. サカエテクノ株式会社 菅原 崇 株式会社バイオマスエネルギー研究所
募集時における 潜在株式数	普通株式 2,922,076株
現時点時における 転 換 状 況	未行使残存額 0円 権利行使額面総額 450,000千円 (交付済株式総数2,922,076株)
募集時における 当初の資金使途	トレーダーズ証券からの借入金返済の弁済 173,000千円 Nextop. Asiaのシステム開発費 155,000千円 ZEエナジーの運転資金 101,000千円
募集時における 支出予定時期	平成28年10月31日
現時点における 充 当 状 況	平成28年10月31日に当初資金使途目的に充当

第三者割当てによる第11回新株予約権の発行

払 込 期 日	平成28年10月31日
調 達 資 金 の 額	1,010,278千円 (内訳) 新株予約権発行分 10,658千円 新株予約権行使分 999,620千円
行 使 価 額	151円
募集時における 発行済株式数	普通株式 78,666,661株
割 当 先	ILL CONSULTING PTE. LTD. 株式会社第一ソフト サカエテクノ株式会社 伊藤 彰彦
募集時における 潜在株式数	普通株式 6,620,000株
現時点時における 行 使 状 況	未行使残存額 312,850千円 権利行使額面総額 697,427千円 (交付済株式総数4,570,000株)
募集時における 当初の資金使途	トレーダーズ証券からの借入金返済の弁済 287,000千円 ZEエナジーの開発費及び自社発電事業資金 669,000千円
募集時における 支出予定時期	平成28年10月～平成31年10月
現時点における 充 当 状 況	トレーダーズ証券からの借入金返済の弁済 287,000千円 ZEエナジーの既受領売買代金返還資金 360,000千円

11. 発行要項

別紙に記載のとおりです。

(別紙 1)

トレーダーズホールディングス株式会社第 12 回新株予約権
発行要項

1. 新株予約権の名称 トレーダーズホールディングス株式会社第 12 回新株予約権 (以下「本新株予約権」という。)
2. 新株予約権の払込金額の総額 金 13, 113, 400 円 (本新株予約権 1 個当たり金 758 円)
3. 申込期日 平成 30 年 1 月 10 日
4. 割当日及び払込期日 平成 30 年 1 月 10 日
5. 募集の方法 第三者割当ての方法により、全ての本新株予約権を三田証券株式会社 (以下「割当先」という。) に割り当てる。
6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権 1 個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分 (以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。) する数は、1, 000 株 (以下「割当株式数」という。) とする。本新株予約権の目的である株式の総数は、割当株式数に本新株予約権の総数を乗じた数として 17, 300, 000 株とする。但し、本項第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
 - (2) 当社が第 10 項の規定に従って行使価額 (第 9 項に定義する。) の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てるものとし、現金等による調整は行わない。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 10 項に定める行使価額調整式における調整前行使価額及び調整後行使価額とする。
$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価格}}$$
 - (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る第 10 項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
 - (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
7. 本新株予約権の総数 17, 300 個

8. 本新株予約権 1 個あたりの払込金額 金 758 円

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の本新株予約権 1 個あたりの価額は、本項第(2)号に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式 1 株あたりの価額（以下「行使価額」という。）は、当初 153 円とする。但し、行使価額は第 10 項の定めるところに従い調整されるものとする。

10. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- ② 株式の分割により普通株式を発行する場合
調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。
- ③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（無償割当ての場合を含む。）、調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける

権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合 調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ 本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、且つ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとし、現金等による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日を除く。）の株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）における当社普通株式の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する交付株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場

合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

- ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- ③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後行使価額を初めて適用する日が第11項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、上記第(2)号に基づく行使価額の調整は行わないものとする。但し、この場合も、下限行使価額(第11項に定義する。)については、かかる調整を行うものとする。

(7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

11. 行使価額の修正

行使価額は、割当日から5営業日経過以後、毎週金曜日(但し、当該日が取引日でない場合には、その直前の取引日とし、以下「修正日」という。)に、修正日の東証における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の92%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額(以下「修正日価額」という。)が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該修正日の翌日以降、当該修正日価額に修正される。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が77円(以下「下限行使価額」といい、第10項の規定を準用して調整される。)を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。上記修正が行われる場合には、当社は、当該本新株予約権者に対し、修正後の行使価額を通知する。なお、「取引日」とは、東証において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。

12. 本新株予約権の行使期間 (1) 平成 30 年 1 月 11 日から平成 32 年 1 月 10 日までの期間とする。
(2) 第 15 項に定める組織再編成行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合は、当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合は、本新株予約権者に対し、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の 1 ヶ月前までに通知する。
13. その他の本新株予約権の行使の条件 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。また、各本新株予約権の一部行使はできない。
14. 新株予約権の取得事由 平成 30 年 4 月 11 日以降いつでも、当社は取締役会により本新株予約権を取得する旨及び本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を決議することができる。当社は、当該取締役会決議の後、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の 20 営業日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権 1 個につき本新株予約権 1 個当たりの払込金額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
15. 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付 当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下「組織再編成行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代わり、それぞれ吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）は以下の条件に基づき本新株予約権に係る新株予約権者に新たに新株予約権を交付することができる。
- ① 新たに交付される新株予約権の数
新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の 1 個未満の端数は切り捨てる。
 - ② 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類
再編当事会社の同種の株式
 - ③ 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の 1 株未満の端数は切り上げる。
 - ④ 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編成行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の 1 円未満の端数は切り上げる。
 - ⑤ 新たに交付される新株予約権に係る行使期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、当該新株予約権の取得事由、組織再編成行為の場合の新株予約権の交付、

新株予約権証券の発行、新たに交付される新株予約権の行使の条件

本新株予約権の発行要項に準じて、組織再編成行為に際して決定する。

16. 新株予約権証券の発行 当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。
17. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
18. 新株予約権の行使請求及び払込の方法 (1) 本新株予約権を行使する場合、第12項記載の新株予約権を行使することができる期間中に、当該本新株予約権者が本新株予約権の振替を行うための口座の開設を受けた振替機関又は口座管理機関を通じて、第19項記載の行使請求受付場所に対して行使請求に必要な事項を通知するものとする。
(2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を第20項に定める行使請求の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
(3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に必要な全部の事項が行使請求受付場所に通知され、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される金銭の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
19. 行使請求受付場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
20. 払込取扱場所 株式会社三菱東京UFJ銀行 青山支店
21. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等 本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受ける。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従う。
22. 振替機関の名称及び住所 株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
23. その他 (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中に読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
(2) 本新株予約権の発行については、有価証券届出書の効力発生を条件とする。
(3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項の決定は、当社代表取締役社長に一任する。

以上